

岡崎市麦赤かび病防除事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、食用として安全な麦の生産のために、麦の赤かび病の防除活動に必要な薬剤を購入した農業者に交付する、岡崎市麦赤かび病防除事業費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものである。

(規則との関係)

第2条 補助金の交付に関しては、岡崎市市費補助金等に関する規則（昭和34年岡崎市規則第3号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく農作物共済又は収入保険に加入し、あいち三河農業協同組合受託部会が開催する米麦大豆品質向上会議で示す栽培ごよみ、栽培計画等に基づき市内で麦を生産する農業者（法人を含む）及びあいち三河農業協同組合（「農業者等」という。）とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、前条に定める農業者等が、赤かび病の防除活動を行うため、農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づき登録を受けた麦の赤かび病の防除用薬剤を購入する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の2分の1以内とし、1,000円未満を切り捨て、10アールにつき630円を限度とし、予算の範囲内で支出する。

(交付申請)

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、岡崎市麦赤かび病防除事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添え、事業に着手する前までに市長に提出しなければならない。

なお、受託部会員は、受託部会の支部でまとめたの申請を原則とする。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を付することができる。

(補助事業の変更の承認)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定に係る事業の内容について変更をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の承認をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要があるときは、交付決定の内容を変更し、条件を付することができる。

(補助事業の中止又は廃止)

第9条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合においては、市長の承認を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、岡崎市麦赤かび病防除事業費補助金実績報告書（様式第2号）に次に掲げる書類を添え、当該事業完了後10日以内（10日以内に会計年度の末期が到来する場合にあっては当該年度の末日までの間）に市長に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書
- (2) 事業実績書
- (3) 事業の実施に要した経費の支払を証明する書類
- (4) その他市長が必要と認める事項

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合は必要な審査及び調査を行い、補助事業の目的、条件に適合すると認められるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条に規定する補助金の額の確定後、補助事業者からの請求により交付する。

(附 則)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年3月31日限りで、その効力を失う。

(附 則)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

岡崎市麦赤かび病防除事業費補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 岡崎市 市長

(申請者) 住所

氏名又は名称

及び代表者名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

麦赤かび病防除事業について、次のとおり補助金を交付してください。

1 市費補助事業等の目的

麦の赤かび病の防除を実施することにより、食用として安全な麦の安定生産を図ることを目的とする。

2 市費補助事業等の内容

麦の赤かび病の防除用薬剤の購入

3 市費補助事業等の完了予定期日

年 月 日

4 交付を受けようとする市費補助金等の額及びその算出:

市費補助金等の額 円 (1,000円未満切捨て)

算出基礎

(事業費) (補助率) (市費補助金)

円 × 1 / 2 ÷ 円

5 市費補助事業等の経費の配分及び経費の使用方法

別紙収支予算書のとおり

6 添付書類

(1) 収支予算書

(2) 赤かび病防除事業計画書

麦赤かび病防除事業計画書

1 事業の目的

麦の赤かび病の防除を実施することにより、食用として安全な麦の安定生産を図ることを目的とする。

2 事業主体

住所

3 事業計画

(1) 防除用薬剤の購入予定金額

防除用薬剤名・規格	数量	単価(円)	金額(円)
合計			

(2) 防除予定時期

年 月 日 ~ 年 月 日

(3) 防除予定面積

ha (地区地内)

4 経費の負担区分

	市費補助金(円)	負担金(円)	合計金額(円)
麦赤カビ病防除事業			

5 事業完了予定年月日

年 月 日

収 支 予 算 書

収入の部

科目	予算額	備考
市費補助金		収支見込額
負 担 金		
計		

支出の部

科目	予算額	備考
麦赤かび病防除事業費		
計		

岡崎市麦赤かび病防除事業費補助金実績報告書

年 月 日

(宛先) 岡 崎 市 長

(申請者) 住所

氏名又は名称

及び代表者名

(※)

(※)本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印してください。

年 月 日付け ○岡崎市指令 第○○○号で補助金の交付決定があつた麦赤かび病防除事業は、次のとおり完了しました。

1 市費補助事業等の名称

麦赤かび病防除事業

2 市費補助金等の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

精算額 別紙収支精算書のとおり

3 市費補助事業等の実施期間

年 月 日～ 年 月 日

4 市費補助事業等の効果

5 添付書類

(1) 収支精算書

(2) 事業実績書

(3) 事業の実施に要した経費の支払いを証明する書類

麦赤かび病防除事業実績書

1 事業の目的

麦の赤かび病の防除を実施することにより、食用として安全な麦の安定生産を図ることができた。

2 事業主体

住所

3 事業計画

(1) 防除用薬剤の購入金額

防除用薬剤名・規格	数量	単価(円)	金額(円)
合計			

(2) 防除実施時期

年 月 日～ 年 月 日

(3) 防除面積 (岡崎市 町始め 箇町地内)

ha

4 経費の負担区分

	市費補助金(円)	負担金(円)	合計金額(円)
麦赤カビ病防除事業			

5 事業完了年月日

年 月 日

収 支 精 算 書

収入の部

科目	精算額	備考
市費補助金		
負担金		
計		

支出の部

科目	精算額	備考
麦赤かび病防除事業費		
計		